

令和7年度第1回福島県介護施設生産性向上セミナー受講後アンケートで寄せられた質問への回答(7/7時点)

No.	質問	回答
1	LIFEについては、利用申請をしてもデータ登録をしていない場合、または、利用申請をしていない場合は補助の対象外となるのでしょうか。	具体的な利用申請・利用開始時期は定めておりませんが、なるべく早期の利用開始にご配慮ください。
2	LIFEへの協力ですが、具体的にはどのような内容でいつまでに開始すればよいのですか	具体的な開始時期は定めておりませんが、なるべく早期の利用開始にご配慮ください。
3	いつも大変お世話になっております。今般の”福島県介護テクノロジー導入支援事業”において、”心電計”は該当するのでしょうか。ご教示お願い致します。	単なる心電計であれば補助対象外となります。 ただし、「バイタル測定が可能なウェアラブル端末」を補助対象としておりますので、それに該当する心電計であれば補助対象となる可能性があります。
4	いわき市の事業所は、どの程度の普及率でしょうか？	現時点で、市町村ごとの普及率は把握できておりません。 なお、都道府県ごとの普及率はダッシュボードで公開されており、今後、国の意向によっては市町村ごとの普及率が公開される可能性がございます。 ○ダッシュボード https://www.digital.go.jp/resources/govdashboard/nursing-care-productivity
5	グループホームは短期利用のみ、ケアプランデータ連携システムの実施が必要なのか？	複数サービスの指定を受けている場合は、今回導入する機器を使用するサービス種別での申請をお願いします。 そのため、グループホームとしての申請であれば不要、デイサービスとしての申請であれば必要となります。 ※インカムのように、着用した職員がサービス間を行き来することが想定される場合は、主として使用するサービス種別で申請ください。
6	データ連携システム補助額加算について、要件に「5事業所以上とのデータ連携を実施する」とあるが、地域性から取引事業所が5事業所未満の場合、又は取引事業所が連携システム導入を考えておらず5事業所に達しない場合は該当しないと判断して宜しいですか？何か緩和要件がありますか？	ご認識のとおり、連携事業所数が5事業所に満たない場合は加算の対象とはなりません。
7	過去2年間に県補助金の交付を受けているので、今年度は難しいのかと読み取っています。	過年度に受給実績がある場合でも、申請自体は可能です。 ただし、交付要綱別表第1のとおり受給実績のない事業所が優先されますので、あらかじめご承知おきください。
8	介護テクノロジー導入支援事業の基準額・補助上限額について、別表4で定める機器の補助基準額で導入金額が100万以上となった場合の取り扱いについて。	製品価格(税抜)の3/4と基準額とを比較して少ない方の額が補助額となりますので、製品価格(税抜)の3/4をした額が100万円を超える場合には、補助額は100万円/台となります。
9	介護医療院で補助金の申請を行うにあたり、短期入所療養介護の指定を受けている場合は、ケアプランデータ連携システムの導入は必須要件となるのでしょうか。	複数サービスの指定を受けている場合は、今回導入する機器を使用するサービス種別での申請をお願いします。 そのため、介護医療院としての申請であれば不要、短期入所療養介護としての申請であれば必要となります。 ※インカムのように、着用した職員がサービス間を行き来することが想定される場合は、主として使用するサービス種別で申請ください。
10	介護記録をクラウド型を使用していますが、リース代金も補助対象になりますか。	すでに導入しているソフトの月額コスト(ランニングコスト)は補助対象外ですが、今回新規導入する場合であればリースでも補助対象になります。 ただし、リースの場合の補助対象経費は、交付決定日から令和8年1月31日までに支払いが完了する請求分のみとなりますのでご注意ください。
11	介護業務支援(介護ソフト含む)の中には、古いパソコンから新しいパソコン購入も該当するのか、業務効率化で、文字お越し生成AIツール(担当者会議の要約)も該当するのを知りたいので、宜しくお願い致します。	○パソコンは情報端末であり、介護業務支援の定義には該当しません。 ○議事録作成に活用可能なシステムであればバックオフィスソフト(別表第4-1-カ)の該当になる可能性があります。該当になるかどうかはご提出いただくカタログやパンフレットにより判断しますので、申請前に判断を希望する場合は、事前に資料を送付ください。

12	介護業務支援に該当するテクノロジーとは介護ソフト以外に具体的にどのような機器が該当しますか？	例えば業務内容や時間を入力することで、自動でタイムスタディ調査を実施し、業務改善を提案するアプリケーションなどがあります。 なお、(公財)テクノエイド協会HPで介護ロボットのカタログを公開されており、順次製品が追加されておりますので、ご参考ください。 ○(公財)テクノエイド協会HP 介護ロボットカタログ https://www.techno-tais.jp/SearchResultText.php
13	居宅サービスは補助要件に「ケアプランデータ連携システムの利用開始」とありますが、「利用開始をしないと申請が出来ない」のか、「利用開始しなくとも申請は出来るが利用開始をすれば基準額が引きあがる」という事なのか教えて頂きたい。	令和7年度中にケアプランデータ連携システムの利用を開始することが要件となりますので、年度内に利用開始しない場合は申請することはできません。(申請後に利用開始していないことが確認された場合には、交付決定の取消や補助金の返還等を求める場合もありますのでご注意ください。)
14	現在、Wi-Fi環境が一部整備されているが、これを施設全体に拡充することは補助金の対象になるか。また、勤怠管理を電子化することは補助金の対象となるか。	○通信環境整備については、以下のいずれかに当てはまる場合は対象になります。 ・過年度に導入した見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境整備に要する経費(別表第4に定める機器に該当) ・重点分野に該当する介護テクノロジーと併せて必要な通信環境整備に要する経費(機器等の導入に付帯して必要と認められる経費に該当) ○勤怠管理のシステムであれば補助対象となる可能性があります(別表第4-1-カに該当)。該当になるかどうかはご提出いただくカタログやパンフレットにより判断しますので、申請前に判断を希望する場合は、事前に資料を送付ください。
15	年を追うごとに補助率や補助金額が上昇していますが、次年度以降も本補助事業は継続されるのでしょうか？最後の年となる場合、そのアナウンスはあるのでしょうか？	現時点では、次年度以降の事業実施は未定です。また、補助事業が終了する場合に事前アナウンスがなされるかどうかについても未定です。
16	福島県介護テクノロジー導入支援事業は、地域包括支援センターも対象でしょうか？ご回答よろしくお願いします。	対象です。(介護予防支援に該当)
17	複数機器(記録支援、見守りシステム、排泄支援)の整備に伴い補助金申請予定であるが、2年度連続申請となる。機器ごとの補助可否という判断は可能か？	万が一、申請額より少ない金額での内示となった場合には、事業所において導入機器や台数などを調整いただくことは可能です。
18	補助金についてですが、1法人単位でなく1事業所単位での補助金だとありがたいです。	より多くの法人・事業所へ補助金を交付するため、法人単位で補助上限額を設けさせていただいております。特に事業所を多く抱える法人様にはご不便をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。
19	補助金要件の委員会設置の委員会の開催頻度を知りたい(他施設も含め)	開催頻度についての制限はございませんので、各事業所の判断で設定いただいて構いません。 なお、委員会の設置にあたっては、厚労省作成の「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会のポイント・事例集」をご参考ください。 ○ポイント・事例集 https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001283606.pdf
20	昨年施設で導入した。介護記録用タブレットを円滑に使用する為にWi-Fi環境整備を行う場合、対象になるのでしょうか？	○通信環境整備については、以下のいずれかに当てはまる場合のみ対象になります。 ・過年度に導入した見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境整備に要する経費(別表第4に定める機器に該当) ・重点分野に該当する介護テクノロジーと併せて必要な通信環境整備に要する経費(機器等の導入に付帯して必要と認められる経費に該当)
21	当施設では介護システムを既に導入しており、システムの使用権更新の予定があります。その更新料は補助金の対象になりますでしょうか？	既に導入しているシステムの更新料は、“ランニングコスト”であるため補助対象外となります。 ただし、全く同一のシステムではなく、施設の課題に対応する機能が追加された別システムに入替する場合等は補助対象となる場合がありますので、その際は個別にご相談ください。
22	単年度で、設備が完了しない場合、複数年度での支援は可能でしょうか	本事業は「県の交付決定日から令和8年1月31日まで」に完了する事業が対象です。そのため、上記期間内に完了が見込めない事業に補助金を交付することはできません。